

第十三回 参議院農林委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)午後一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君

理事 西山 龜七君  
加賀 操君  
山崎 恒君  
岡村文四郎君

委員

滝井治三郎君  
宮本 邦彦君  
飯島通次郎君  
片柳 眞吉君  
島村 軍次君  
三浦 辰雄君  
三橋八次郎君  
松永 義雄君

衆議院議員

薬師神岩太郎君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君  
農林省農政局長 小倉 武一君  
事務局側

常任委員

安樂城敏男君

常任委員

倉田 吉雄君

説明員

農林省農地局 堀 直治君  
農林事務官 安福 數夫君  
農林省農地局 災害復旧課長  
農林事務官 水産庁漁政課(水産庁漁政課) 第一課(勤務)

本日の會議に付した事件  
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法案  
(衆議院提出)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。昨日に引続きまして急傾斜地帯農業振興臨時措置法案について審議を続行いたしたいと思います。昨日各位の御要望のあつたところは本法律案の予算的裏付け如何という点でありましたので、取りあえず本日は大蔵省の河野主計局長の御出席を得て各位からそれ／＼意のあるところを御開陳願うことにいたしましたのであります。御了承願います。

○三浦辰雄君 それでは昨日の質問を簡単に河野さんお見えですから申しますと、これは議員立法であつていわゆる通常いふ政府側としてはどうも迷惑という字を使いたいほどの案だとも言えるのであります。いろいろ提案者のほうの昨日来て伺つておられますと、池田大蔵大臣などは特に広島でありこの地帯が非常に低位生産である、非常に過重な努力を使つてのに收穫物が少い、全くこれは同情に値する最たるものであるから、これが出れば相当自分としても骨を折るというふうな、これは個人的な立場であつたのであります。私が言われたということ、提案者側は勇気を非常につけられておられるのであります。又一方事務局におかれましてはよく事情はわかるというところで、極めてこれ又好意的な態度であることを喜んでそれを期待してこの法案が説明されて来ておるのであります。

が、併し私は必ずしもそれだけで安心していいのかどうか、この法案が通りますとこの地帯に当るところの農民の諸君は必ずや非常な期待を持つて誠に有難い法が出た、早ければ本年度の補正の機会、遅くとも来年度においては相当手厚いところの国家財政の援助を得、更には相当の資金の融通斡旋というものも得られるであらうというふうな期待が私にはあります。ところが果してそういふふうになるかどうか。殊にこの第二條にございましていわゆる急傾斜地帯の定義がございまして。即ち「土地の傾斜度及び土壌の浸透性、及び政令で定める基準以上であつて、且つ、過重な労働を必要とする農地が集团的に存在する地帯をいう」という定義があつて、これに對しましておよそまあ概略十五万町歩くらいあるだらうというふうな言つておられるのであります。併し未だこの地に必要であるところの、いわゆるこの法案でいう農業振興計画というものの一部愛媛等におきましてパンフレットを見ますと出ておられますけれども、全部はそうなつていない。そういう際に當つて政府はどの程度までこの法案が通つた際にいわゆる力を入れておられるか。もとより来年の予算の骨格といつたようなものからわかない際に當つておよそこのくらいです。衆議院では農林事務局がおよそこれをやるのには七十億くらいかかる見込だということを速記録で拜

見しましたが、まあおよそそういうふうな規模であるかも知れない、或いはもつと多くなるかも知れない。そこで私としてはそういうものを折角議員立法で出され、そういうお互いに期待して出したところがあつて、らんや財政の都合等においてぬか喜びに終つて、非常に恵みの薄いこの段々畑地帯の農民に非常な期待をさせた、いわゆる極めて単純な期待で非常に喜んでおつた、その喜びが案外恨みはいいけれども、その喜びが案外恨みの声になるというふうなことも考えられる。而もこの地帯といへども従来の農政の對象であつた土地であり新らしい世界じやない。従つて従来の農政費といふものはこの地帯にも多くではないけれども或る程度及んで来た。又今後えは予算的にも厚くなるうとするときでありまして、これができたために更にこの目標のために相当厚くできる線が出ませんと、これを審議して非常にたまたま書いてあることだけはいふのだからということだけで通すといふことについては、慎重に審議しなさいやならんという意味から一つ主計局長にお出ましを願つて、大蔵省として財政をお扱ひになる立場としての御意見を率直に伺いたいというのが質問の趣旨でございます。

○政府委員(河野一之君) 急傾斜地帯つまりいわゆる段々畑の問題は、日本の農業の特殊性を象徴するともいふべきものであります。従来からいろいろ問題があつたことは私よく承知しております。従来いろいろことについて全然予算がなかつたわけではないのであります。昭和二十七年予算の中にも土壌保全に関する経費としてたしか二千万円近く入つておると思ひます。これは主としてこの段々畑地帯に出されるものだと思つておられます。それから従来小規模土地改良はいわゆる単作地帯に限つておりました。經濟條件の同じような所につきましては積雪寒冷地以外においても小規模土地改良をやつたらどうかということを現在のところ考へておられます。こういつたことにさういつた予算が優先的に使われ、生産条件も余りよくありませんし、殊に労働条件といふものは非常に過重な状況にある、こういう農家の負担が重いつた所に相当經費が優先的に出されることを我々として希望するわけでありまして。折角議員のほうで御提案になりました法律でありますから、勿論この法律が通りますればこの法律に従つてこの趣旨を尊重いたします。財政的、予算的な処置をすだ、只今も三浦さんがおつしやいましたように、こういう農業振興に関する計画がたかさんいろいろ出て来ます。その総合調整の問題、これが非常に厄介なことになるのではないかと思ふのであります。急傾斜地帯或いは積雪寒冷地或いは特殊土壤地帯いろいろ農業振興の計画もあるのであります。こ

れにはおの／＼その地帯の計画の特殊性、つまりその地帯であるが故に特にこうしてやらねばならぬといった計画を立てる。そうしてそれに対する財政的処置をするのが望ましいのでありまして、単に法律を作つただけでなく、その地帯の振興のためにどうするのが最も適切であるか、そういう関係の腕み合せにおいてこの問題を考えるべきではないか。つまりこれについて予算が多かるかとれないかという御質問のようでありましたが、要するにそれは農業振興計画の定め方、その財源及びその内容の如何によるのであるかと思ひます。一般の農業と同じような振興計画であるならば、これは一般の農業計画の中に入つてしまつていふことになりかねないと思つております。私ども事務当局としてはつて行く考え方には変りございません。

○三浦康雄君 大体想像していただきたい御答弁で誠にそのない御答弁であります。私は主計局長は忙しいから先ずこの問題だけに切離してという注意がありましたので専らそれだけに集中するのですが、今の特殊土壤いわゆるシルス等の法の案、これにも農業改良事業が載つており、積雪寒冷地のほうにも御承知の通りであり、速記録に出ている趣旨を見えますと主たる地域はおのづからありますけれどもこれは全国的に延びております。ところが狙いは端的にプラス・アルファを当然期待して居る。これでは私は非常に期待のみ多くて得るところの薄く有名無実といった形になる虞れが非常にありと思つて居る。大体寒冷地で言へば、

近頃だん／＼とあの寒冷地の単作地帯の振興の臨時措置法が出たからあの名前前で予算を或る程度お組みになつていけるけれども、やがてあれはならずという意味がありませぬけれども一般の中に入れて、全体的なそういうものでその特殊事情を入れた農業行政が行われるようなものを持つて行きたいといふふうな意向があるように思つておりますが、若し間違つておつたら御訂正願ひたい。そういう傾向があるやうなところを見えかけているらしい。そうなるて来ると、これが出るやうなものは一、二年はちよつびりながら或いは他の所を抑えてくつつけられるかも知れないけれども、やがて又その後立体的にやることが影が消えるやうになつてしまひ、どうも人騒がせの非常に期待ばかりさせてどうも突の伴わないといふやうな事になつたのでは、どうも審議して居る我々としても誠に恥かしい次策と思つて居るのですが、その点について私は今と同じやうなうまい答弁をさせていただきます。これは施行の日はず通つた日からとなつて居るのですが、予算を取るときから施行するやうなものです。ね、施行の日を特定付けて、前の植物防疫法の改正の際にそういうことがありますが、どういふうにやうにして行くといふふうにしたほうが実効が少しも上るのじやないか。こうもとれるのです、その点については単にどういふうにされるのか、そうされたのじや私のお返事を聞きたいと思つて居る。

○政府委員(河野一之君) 先ほど私も申し上げましたやうに、段々畑について

は予算というものは全然二十七年度にないわけではないのでございませぬ。ただここに拜見いたしますと、農業振興対策審議会というものをやつておられることになつておられますので、当面の御題としましてはこの審議会をお作りになるのだらうと思つて居ます。これも金は大したことはないだらうと思つて居ますから、私は場合によりましては予備金によつて出すという事も考えられると思ひます。その上でこの振興計画ができておるといふ意味が起つて来るのじやないか。殊に積雪寒冷地につきましても同様な関係にありまして、たしか法律が通りまして私どもも幹事になつたのでありますが、そうして居る／＼練つてから予算といふものを考える、こつたからいふやうになつて居るわけでありませぬ。従ひましてこの法律の公布の日から施行されて予算があつて付くといふことになりまして、別にその点は法文上私見のところは差支える点はないかと思ひます。勿論予算が十分にわけておられますと、少くとも進行の順序はさういふやうになつて居るので、一応それでよろしいといふやうに考えます。

○三浦康雄君 それは條文上早く公布をしてもらつたほうが大蔵省としては差障りが少ないといふやうな点でさういふ御期待だといふことは私も想像して居りますが、それはわかりませんが、今御答弁の中で予備金をこの審議会といふものについてこの程度なら出して可能性があるについては相当に期待ができて

るかどうか。是非私はこれを通すからにはもう先ず審議会といふものができて、そうしてその審議会によつて農業計画の中の特殊地帯におけるこの地区における農業計画に盛るべきところのいふ／＼の事業の内容とかいふものをやつてもらわなければ困ると思つたのであります。これについて一つ簡単でよろしいのですが簡明に一つお答え願ひたい。

○政府委員(河野一之君) この委員会は農林省に置くやうになつておりましたが、農林省の予算の中でやりくりができませんかどうございませぬか、どうしてこの法律が施行されてこの審議会を作る經費がどうしても困るやうな措置はやるべきではないかと思つて居る／＼に思つて居ります。

○岡村文四郎君 この法律は非常に法律では是非ともこつた機会がなければならぬと思つて居りますが、衆議院のほうでお骨折になつて提案されておられますが、今三浦さんからいろいろお述べになりましたやうに、段々畑の一番の心配は予算の問題でありませぬ。ここで段々畑と申しますが、段々畑を見たことがなくては余りピンと来ないと思ひます。私は本當の段々畑で生れた男であります。二十三歳まで段々畑におつたのであります。この春一月に段々畑に帰つて見まして尙更非常にその感を深めて帰つて参りまして、農林大臣にその話を申し上げておつたのでありますが、今考へてみますると、寒冷地帯の法案を出してやらざるやうな話をして、これは期限がこれよりは短いのであります、その後の大蔵省の考へ又は一般予算に対しての

考へは非常に影が薄くなつて来ております。これは段々畑と違ひましてあの方面はむしろ薄くなつてもわきの方面でもその予算は全然取れんとは考へられませぬ。この段々畑のやつはそうではないのであります。そこで機会があつたら聞こうと思つて居りますが、とにかく相當切つた国が支出をしてやるやうなお気が十分でないといふ、ただ人気取りにこを通したのではだめだと思ひます。私はここに委員会がありませぬがその委員になる人を選ば心配しております。誰が一体委員になるか知りませぬが、あの段々畑の苦勞と来てやうして同じ人間でありながら農業をしておるといふやうな生活をして、あつたところから、こつたところで、わかん、こつたところで、あつたところで、得ない実情であります。そこで東京の真中におつたり或いは地方におつたりする人が段々畑の苦勞を知ることができない、これをどうかするやうなものは、今までの例に依りますと寒冷地帯のあつたやうなものを政府が考へて、私通しても非常に農林に対して甚だあつた失望させるやうな事になりはしないか。実は提案者のこの事業細目をお聞きいたして居るやうに非常に金がかります。労力を省こうとして居ります。それは相當の金で電力を利用し或いはその他によつてきたらやうな、今二千万円ばかりでござらないわけでもないからそれは取れるだらう、こつたやうな話をされておられます。予備金もありませんからなんとかかならうと話をされておられます。成るほど年度当初でありますから

予備金がないとは言いません、その  
で農林省の予備金をみんなさらけ出し  
て、そうしてそのほか大蔵省も本  
心に心配をしてくれなければならん  
と思いません、話がよそへそれですが私  
は実に不愉快に感じたことがございま  
す。これは大蔵省がそう考へておると  
は思いませんが、どうも農林即ち農林  
省というものを非常に軽視する形にな  
りはしないか。それはこの間でござい  
た貯蓄運動の推進のことでありますが  
それに安本が入つておるが、あの推進  
運動の中に農林省を何故一体大蔵省は  
入れるのだから、これを見ますとな  
んとなく入つておられます。そういふ  
うに万事がそうなつておられますから簡  
単に申しましたも、局長は大臣が幾ら  
代つても大蔵省の大番頭をしてもら  
なければならぬのだが、よく聞いてほ  
しいと思ふのだが、大蔵大臣というも  
のは政府が代れば代りましようし、又  
政府が代らなくても代ります。併しな  
がら局長をしてもらつておるかたは、  
はそんなにすぐ代りませぬ。大蔵省の  
大番頭をしてもらつてそうしてその采  
配を振つてもらふ。殊に主計局長は常  
らゆる方面の我々に対する接触が非  
に多いのでありますが、この法律に対  
しましては本当に段々畠のあの悲壯な  
か、あれそ少し世の中をこう進んで  
来たことを見せせてやろう、そうして  
の苦勞を何れか助けてやろう、こうい  
う親心がなければいかんと思ひま  
す。單なる二千万円やるとか或いは  
予備金でとれるでしようとか、こうい  
うようなことでは非常に不愉快であ  
ります、この法案を満足に見て通して  
ぬか喜びはさせたくないのでありま

す。そこまで局長がその局長の腹をき  
めてもらいますと、又大臣がときの大  
臣にねじこんで行つてこれはいかんじ  
やないか、こう言いますが、局長自身  
その衝に当る人が御存じないのは御尤  
もで、私は御存じないとは思ふがこの  
段々畠の百姓に苦勞をさせないとい  
うお考えをどの程度に持つておるか持  
つておらんかをお聞きしたい。まあ一応  
とにかくお話し上げたことに對するお  
答を聞いてそして又御質問したいと  
思ひます。

○委員長(羽生三七君) 主計局長の御  
答弁の前にちよつと申上げておきま  
す、この附則の第二項の「この法律  
は、昭和三十七年」とあるはミスプリ  
ントだそうでありまして昭和三十三年  
でありますから、前の積雪寒冷單作地  
帯の法律と同じ期間でありますので御  
了承をお願いいたします。なお主計局  
長若干時間に制約があるそうでありま  
すので、その点もお含みの上御質問を  
お願いいたします。

それから今の岡村委員の御質問に關  
連して私からもちよつとお尋ねしてお  
きたいのですが、これは先ほどの三浦  
委員からのお尋ねとも関連するのであ  
りますが、従来のつまり積雪寒冷單作  
地帯の振興臨時措置法ができる前の、  
つまりそういう特殊立法の何もないと  
き、つまり單純な一般土地改良費だけ  
が予算に計上されてきたときに比べ、  
そのときに比べ、こういふ特殊立法が  
できてからあとどれだけプラスになつた  
か、先ほどのお話のプラス・アルファ  
が幾ばくであるかといふことは、これ  
は非常に想定に困難な問題だと思ひ  
ます。併しながら既定経費の中の一部  
を割いて特殊立法のほうに廻したとい

うことになるや立法の意味といふもの  
はなくなるんですが、その辺が積雪の  
問題といふこの急傾斜地帯の特殊立法  
といふ、従来の一般土地改良費にプラ  
ス幾ばくかのアルファがくつつかつと  
いふことは、これは数字上すぐ二一  
作の五と出は来ませんが、ここがこ  
の問題の非常に山になると思ひますの  
で、その辺もお含みの上御答弁を願  
いたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 積雪寒冷地  
帯の分はたしか去年法律が通りまして  
審議会ができましたが、そういうような  
ことで振興計画を立てたわけでありま  
す。又現に立てておられるわけでもあ  
ります、あつたときにはたしか補正予  
算においで二十億ですか殖やしたわけ  
であります。それで事柄としましては  
従来小規模の土地改良といふものは昭  
和二十四年以来やめておつたものであり  
ますが、積雪寒冷地帯に對つて小規模  
の団体の土地改良を國の補助でやるよ  
うにいたしました。その段々畠の問題  
について只今いろいろ切実なるお話が  
あつたのであります、私どもも誠に  
そのよう存じております。これも先  
ほどの三浦委員の御質問に對するお答  
えとまあ相関連する問題であります  
が、まあ同じ土地改良にしまして、  
積雪寒冷地帯或いは特殊土地改良或  
はこの急傾斜地帯、おの／＼土地改良  
の内容が違つたのじやないだらうか、つ  
まり積雪地方であるならば灌溉排水或  
いは客土といふようなことがあるであ  
りましようが、急傾斜地帯であります  
と要するにエロージョンが生産條件と  
しては一番大きな問題でありますの  
で、このエロージョンをとめるにはど

うしたらいいか、或いは土地改良のや  
り方なんかについても被覆作物をどう  
するとか、そういうたようなものに特  
殊ないろ／＼な問題が起つて来るのじ  
やないか、そういうラインとして私  
は考へてみたい。ただ何でもかんでも  
猫も杓子も一つの予算に繰込んでみよ  
うというふうな偏狹な考へ方は実は私  
は持つておりませんので、できるだけ  
御趣旨に副うようにやりたいとこう考へ  
次第でございます。

○岡村文四郎君 局長の大變御理解の  
ある御答弁を伺ひまして、つら／＼結  
構なものであります。既定予算にないこ  
とはいいのであります。これははつ  
きりと費目を打出して予算に入れるよ  
うにしなければいかんと思ひますが、  
そうなりますと、三浦さんのおつしや  
るように実は前々に幾らでもございま  
す予算の措置ができておらん。実はこ  
の前の三年ばかりの間は、この農林委  
員会は予算措置の件つておりません法  
律は通さんこととしておりました。若  
し止むを得ないで通す法律は一年なり  
半年なり予算措置ができてから施行す  
る、こういうふうにしておりまし  
たが、予備金のお話が出ましたからそ  
れまで待たないでもその予備金は何  
れかと思ひますが、時期がもう非常  
に悪い時期になりかかつております  
から、今予算をもらつてすぐに事業を  
しますのには非常に悪い時期になり  
かかつておると思つております。そ  
こで年度当初の大きな予算でなくともよ  
いと思ひますから予備費で必ず局長が  
とつてくれるというぐらゐのその意氣  
を示してもらわんで、これは困りま  
す。そうでないと、大臣がそれはだめ

だ、こうおつしやるかも知れませぬ。  
そのときは我々も協力します。又局長  
もその肚で自分は委員会が言明したこ  
とはやつてもらわなければ困りますと  
こうなければいかんと思ひますが、困  
つたことにはどうも役所の局長の答弁  
は、あれは局長の答弁である、こうい  
うことを言ひたがる節がありまして、  
我々は局長の答弁を願う時分には本  
にそれを注意して実は肝腎のものはや  
つておりますが、局長がそういうのはつ  
きりした御答弁を願われればこれも面  
倒な問題じやないと思ひます。そこで  
問題はそういうことを考へておられま  
せん。農林省の予備費から全部これをと  
ると、又農林省は非常に困つて来ると  
思ひますから、そうでなしにあらゆる  
面を勘案して各省の予備費から削つて  
でも出す、こういうふうでない、農  
林省ばかりいためつていかんと思  
ひます。そのことをどうかお聞きした  
い。

○政府委員(河野一之君) 私予備費と  
かといふことを申上げたのは、この審  
議会の経費、先ずこの法律が充足しま  
すのに審議会を作ることが先決であり  
ますので、まあ差当り充足するには審  
議会を作る、この審議会の経費につ  
いて、農林省の既定の予算の中でやり  
りできない場合においては或いは予備  
費といふようなことも考へられるであ  
らう。こういうふうにもまあ申上げた  
のであります、予備費は全体で三千億  
しかございせんので振興計画そのも  
のについて予備費といふことはちよつ  
と参りかねると思ひます。

○岡村文四郎君 それでは間違ひであ  
つたやうであります、審議会の経費  
といふものはこれは場合によつては私



在二百円を少しオーバーしておると思いますが、二百円の買当り値段で換算いたしますと、八百圓にいたしますと十六万円でございませう。これから当然経費を差引くわけでございませうから、純然たる所得というものは非常に少くなつて来るわけでございませう。沿岸漁業を含めまして日本漁業全体の平均はそういうふうな数字を示しております。これは日本の農業の面におきまして同じことが言えるわけでございませうが、これは日本の産業構造の然らしめるところか、何かそういう関係だらうと思つてございませうが、その点は農業に比べて水産業においても全く同じでございませう。これが戦前の姿でございまして、それが戦時中から戦後にかけては、どういふふうな日本水産業というものが変遷して来たかというところを申し上げますと、戦時中は油とか資材の関係で水産業というものは非常に圧縮されたわけでございませう。併し戦争末期更に終戦後の日本の食糧事情はつい最近まで皆様がたも御承知の通り非常に窮乏な状態にあつたわけでありませう。従いまして水産業の上に課せられました日本の食糧事情から来るウエイトというものが非常に重要視されたというところは当然考へられるわけでございませう。終戦後他の産業と比較いたしましたら、日本の水産業の生産設備と申しますか、生産施設に漁船の復興は他の産業面におけるよりも非常に急速な面があつたわけでございませう。従いまして終戦後の日本の漁獲量というものは非常に急カーブを画きまして上昇いたしております。併しこれもほんの二、三年の問題でございまして、すでに昭和二十三年の後

期から二十四年に入りますと水産業の経営状態というものは非常に悪化の傾向になりまして、現在非常に行詰つておる段階にあるわけでございませう。これはどういふことかと申しますと、農村と全く同じでございまして終戦後海外から引揚げた人たちがおるわけでございませう。殊に戦前の日本の漁業といふものは世界到る所に進出しておりませう。そういう漁船なり資本というものがやはり日本内地に戻つて参つたわけでございませう。これが水産業といふものは非常に水ものでございまして、水産業が非常に儲かる、こういう見地から水産業に非常に過重な投資が行われたわけでございませう。それが先ほど申上げましたように漁村の復興を非常に早めたということにも関連があるわけでございませう。そういう関係上、水産業における資本の過重な投下と申しますか、そういう面と、海外から同時に人も引揚げた参つたわけでございませう。そういう面は農村と同じでございませう。それによつて過剰人口を漁村に現出したというところは、優に予想されるわけでございませう。そういう資本から来る水産資源に対する圧力、それから人口から来る圧力、それから更にこれは二、三年の問題でございませうが、漁業資材の問題がございませう。御承知の通り補給金制度といふものが打切られまして、資材といふものが非常に高騰いたしております。これは当然漁業経営に反映いたしまして、漁業経営といふものは非常に赤字を出しておる現状でございませう。

以上が全国的に申しまして水産業が非常に逆境に置かれておるといふことを簡単に説明いたしましたわけでございませうが、更に瀬戸内海の特種事情を申し上げますと、以上申上げましたことに加へまして、先ほど松永委員から御発言がありましたように、工業から来る非常に汚濁水の問題があるわけでございませう。それから浅海の埋立の工事が各地で行われております。これを簡単に申上げますと、文化が漁場を駆逐しつゝあると申上げていいと思つておりますが、そういう関係で漁民といふものが自分の働く漁場を失いつつある。これは全日本の経済面から見ますと工業が発達する、更に農地が造成される、こういう面から見ますと、まあ差引プラスになることは明らかでありませうが、漁民はそれだけ自分の生活を失うわけであります。そういう事情は瀬戸内海に殊に顕著だと言へる。それは更に瀬戸内海の特種事情を数字的に申上げますと、我が国の水産業に占めます瀬戸内海のウエイトでございませうが、戦前瀬戸内海の漁民は大体十四万から十五万、この数字は十年前でございませう。そういう数字でございませう。現在どのくらい漁民がいるかと申しますと、これも大体推定でございませうが二十六万から三十万、約倍の漁民になつております。それから漁船の数を申上げますと、戦前の漁船の数といふものは約六万八千隻でございませう。これも十年前の数字でございませう。終戦後現在の数字は八万四千といふ数字になつております。併しこれは内容的に検討いたしましたら、更に質的に増大しております。先ほどの十年前の六万八千といふ数字の中の三〇%が動力船でございませう。それが戦後の八万四千の中で四一%が動力船になつております。

動力船だけが約八割の増加傾向になつております。これはどういふことかと申しますと、漁業内部の漁法といふものが非常に合理化し進歩したと、こういうことになつてございませう。一隻当たりと申しますかトン当りの漁獲量といふものは当然それに比例して強化される、こういうことになつてございませう。更に馬力数を申上げますと大体三倍になつておるといふ数字が出ております。そういう結果漁獲の数字にどういふ変動が来ているかと申しますと、戦前と戦後を比べて大体瀬戸内海の漁獲量といふものは一応四十八万貫といふ数字が出ておりますが、それが現在約六千万貫といふ数字が出ております。それを一人当りの平均にいたしますと、戦前は一人当たり三百貫であり戦後が二百二十貫でございませう。そういう数字になつておりました。僅か八十貫あたりしか減つておりませう。これは単に数字的に申上げますとそういう数字でございませうが、これを質的に見ますと瀬戸内海の魚と申しますか、それは戦前は非常に高価な魚がいたわけでございませう。瀬戸内海で有名な魚を申上げますと、たいとかさわらとかこれが瀬戸内海の中の非常に貴重な高価な魚でございませう。それがだん／＼減りつつあるわけでございませう。つまり瀬戸内海から上ります蛋白の総量といふものは、例えばプランクトンから逆算されるわけでございませうがプランクトン、それから生産されます全部の水産資源といふものは変らないとこいうふうな簡単に数字が出るわけでございませう。この数字が科学的に証明されるか

どうか別としまして、一応そういうこととは予想されるわけでございませう。併し高価魚が減つてそれに代つて雑魚が増える、こういうことは当然考へられるわけでございませう。瀬戸内海の水産資源といふものは現在そういう状況で枯渇しつつある、つまり質的に非常に悪くなりつつある、こういうことは言えるのじやないかと思つてございませう。これは漁獲の統計を各種の魚種ごとに見ましても一応見えるわけでございませう。いわゆる高価魚の二年三年たつてからとるといふとさわら、そういう魚種が減少いたしまして、一年生の魚、典型的な例はえびが非常に殖えております。これは一年性魚でございませう。それほど濫獲いたしまして、これほど回復する、こういう資源でございませう。つまり高価魚が減りまして雑魚が殖えつつある。これは魚民の経済にとつては非常に致命的な問題でございませう。大体そういうふうな傾向を辿りまして、これは日本全国の現情がそういうわけでございませうが、殊に瀬戸内海はそういうた、具体的に申しましたようにたいとかさわらが減つて非常に雑魚が殖えつつある、こういう事情にあるわけでございませう。

それから瀬戸内海の漁業の秩序の問題でございませうが、当然こういう漁業経営は非常に道義になりつつある、資源状況から申しまして漁民が生活的に窮乏することは一応明らかでございませう。まあその結果どういふことが漁業の秩序の上に現われているかといふことを申上げますと、これは戦時中から戦後にかけて、我が国のまあ国家権力と申しますか、国の威厳、或いは取締の威厳と申しますか、そういうた

面の非常に弛緩が現われたのでございまして、その結果漁業の秩序というものは非常にめちや／＼になつておるわけでございます。まあ先ほど松永委員からも名前が出ておりましたトロール漁業でございますが、これを正確に申上げますと小型機船底曳網漁業、こういう漁業になつておるわけでございますが、この漁業の実情を見ますと、現在全国的の数字は三万隻以上を超えております。その約八割くらいが瀬戸内海に集中しているわけでございます。

まあこの漁業はつい最近まで瀬戸内海では禁止になつていた漁業でございますが、それが現に二万近くも瀬戸内海で操業されておりました。こういう実情にあらはれておるわけでございます。日進月歩いたしておるわけでございます。農業者も早く機械化されつつあるわけでございますが、そういう関係でまあ無動力船が動力船になり、それに対して従来法制がそれに追いつかずに無許可の状態、許可違反の状態、そういう状態が現在まだ全国的に相当見られるわけでございますが、その漁業の秩序の回復を狙いまして、現在漁業制度の改革が行われておるわけでございますが、それに関連いたしまして先ほど問題の瀬戸内海の小型機船底曳網漁業というものの整理に現在入つておるわけでございます。どういふ方法で入つておるかというのを簡単に申上げますと、これは産業行政といたしましては、非常にまあ非常識なやり方でございまして、小型機船というものを減船して行く、極端な例は船を沈めて行く、船の数を少くしよ、こういうような非常にまあ非常識な産業行政までやらざるを得ない、こ

ういふ実情に日本の沿岸漁業が追い込まれておるわけでございます。まあ先ほどからとき／＼宇和海の問題が出ておるわけでございますが、宇和海区もこの小型機船は絶対にやらない、こういう決議を委員会がやつておる、そういう実情にあるわけでございます。それから広島県でも二十六年度で、これは小型機船ではございせんが、船曳網漁業というのがございまして、これが約五十カ統ばかり減船いたしております。そういう非常に非常識な措置までやらなければ日本の沿岸漁業、殊に瀬戸内海の漁業というものが資源的に行きつまるだらう、こういう実情にあるわけでありまして、これにつきま

対策も考へておるわけでございますが、ともかく資源的には限られておるわけでございます。そういう名案がないわけでございますが、やはり全国的な趨勢から考へまして、こういう地帯の漁業というものはその漁業だけで生活するということとは恐らく不可能だらう、こういうことは我々としてしまし結論的に持つておるわけでございます。この地帯の農業との兼ね合問題、農業の振興というものも非常に重大なことだらう、我々自身もそういうふうにお考へしまして、農林関係のほうともいろいろ折衝いたしておるわけでございます。まあ以上のような実情でございます。この法案と共に非常に我々としてしましても注目いたしておるわけでございます。この法案と非常に半漁地帯の水産業と農業という関係は、十分我々としてしましても今後関連をどういふ行政をやりたい、こういうふうにお考へておる次第であります。ま

あ簡単でございますが、説明を終りたと思ひます。

○三浦辰雄君 今政府から説明があらされたが、ついでにこれは政府側から聞きたいのですが、例の特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法案というのが建設委員会にかかつてすでに通つた。これを讀んでみますと、目的を言わなければなりません。第一條に「この法律は、特殊土じょう地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基き事業を実施することによつて、特殊土じょう地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的とする」といふふうな

關連大臣がその目的を達成するため審議会を設けてその地帯の指定をするようになつております。そしてこの農地改良に関する農業計画という言葉があるわけですが、この災害防除には、建設委員会のだん／＼審議の経過を速記録によつて見ると、これはいわけ、砂防だといふことで一応先ず筋はともかくできておる。ところが農地改良といふことになるとこの今審議しております、急傾斜地帯農業振興臨時措置法案の第二條に言うところの「土地の傾斜度及び土じょう浸し、よく度が政令で定める基準以上であつて」といふ問題との重複の線が当然出て来る。どうもこういうふうにしておる。どうも特殊土じょうのほうの臨時措置法の説明の政府側の野田大臣等の意見だと、これは野田大臣は建設大臣だから主として砂防について言つたのだらうと思ふのでありますけれども、別にプ

配置はこれができたからといつたつてするのじやないといふような妙な答弁をしておる。我々は先般来主計局長、大藏省をよんでおれのほうはプラス・アルファでなければ困るのだと言つておる。そういうふうな説明の実質についても考へ方についての食い違ひもある。又具体的に言へばこの浸しよくを受けやすい土じょうの地帯で急傾斜地という問題は重複されたいわけの別々の審議会、一は総理府の中に開かれる審議会、一は農林省の中に開かれる審議会、こういうところで両方から救つてもらえるならば大変有難いだけれども、お互いに両方何といふか意見の違ひとか、或いは相手が向うかやるのだらうといつたことで、うつかりすると二つ手が多いだけに丁度野球の球が両方の選手が遠慮してつまらん凡フライをセーフにしてしまふ、いわゆる穴の中におつこつてしまふ、両方の手があるためになまじつか救われな

いといふことが考へられる。この点について政府は一体これが通つたときにどういふふうにお考へられるか。又提案者のほうにおかれましては、ここに重複されたのは四十七名の提案者でございまして、重複をされたかたが五人おられます。特に重複して両方の提案者になつておる人からもこれについての意見を聞きたい。私はこの点について今農師神さんは重複されてない提案者でございまして、お答えもどうかと存じます。それからお答えもどうかと存じます。それからお答えもどうかと存じます。ちよつともう一つ付け加えます。私は災害復旧課長の堀さんが非常に各関係の委員会で奮闘されておることを聞いております。又速記録によつて知つ

ておりますが、一体これはあなたに文句を言つては悪いのだが、議員立法であるけれども災害復旧のほうの関係もそれは勿論ある。急傾斜地は浸しよくに対する取扱いはありますけれども、これは一般の大きい農政のただ一部門なんだ、そういうふうな観点からいつて政府側はあなたが御答弁しようとするならば、一体農林省としてはどの程度の意気込でこの法案を期待されておるか、併せて一つお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(堀直治君) 初めはプラス・アルファの問題については御答弁申上げたいと思ひます。特殊土じょう地帯の法案におきましては、法案の成り立ちから申上げましたも主として南九州地方のシラス地帯が中心になつておる。これに対する対策もいろいろ、砂防方面或いは私らのほうのシラス対策費といふようなものでやつて来たのであります。この法案はそれに加えて、プラス、コラ、アカホヤその他火山の噴出物といふような特殊土じょうといふものを指定しておるわけでありま

帯の農地が往々にして急傾斜地であり、而もそういう土壌によるがために土壌の保全を必要とするということになつておりますので、特殊土壌、地帯の法律を広く解釈いたしますと、中国地方、四国地方、この地帯が当然入つて来るわけです。併しこれは又逆に急傾斜地という意味から申上げますと、特殊土壌、地帯のほうには急傾斜地という何らの制限がございませんで、取扱のほうにおきましてはこういつたダブリのあるものにつきましてははいずれか一方で仕事を進めて行くようにしたい、特に南九州地方のものにつきましては特殊土壌、地帯の法律においてやつて行くようにして、中国、四国地帯のほうにつきましては、この急傾斜地の法律によつて事業を施行して行くようにして、おの／＼の間に行つて行くようにしたい、計画を立てるときに注意をして行きたい、こういうふうな考へております。

**○三浦辰雄君** あなたに何か食つてかかるのじやないですが、私はどうも議員立法のものはないから、私どもも議員立法のものは一つかりする、ただ当初はそれは勝手に国会は法律を作つたのだが、おれたちのほうはよく知らんというふうなことで粗末に扱われたのではたまつたものじやないという観点から、而も言い逃れがあれこれ幸いとして更にその法律に対してそつぽを向いておられるというふうなことが過去には少くもあつた、だからそういうふうな観点からあなたに質問するわけだけれども、あなたは建設委員会でのこの審議についてつと出ておられましたか。

**○説明員(堀直治君)** 参議院のほうには出ておりました。

**○三浦辰雄君** そうして特殊土壌、地帯のときの審議の構成の際に、これは全国に散らばる問題なんだから、ここに例えば県知事二人、県議会議長が二人、それから市町村長というので合計で八人ありますね、それを八プロットからどれか一人ずつが出るように、日本全国を大体的な考え方として八プロットに考へて、そうして或るプロットから市町村長が出たとすればもうそのプロットからは出さないで、どこか他のプロットから知事が出たとすればそのプロットからは他の者を出さないで、そうして万遍なく日本中から八人のいゝわゆるそれらの人を出してやつて行くというふうな運営を考へるといつたと、はい、その通りいたしますと言つておられるのです。そういうふうな報告でできたところの審議会というものが、而もあなたの場合は特殊中の特殊をつかまえておられるのだ、今審議中の急傾斜地の法律は、ところが実体からいへばこつちのほうは広いのだ、相当広いところから出て来るところのいゝわゆる一連の計画のほうは通りがよくて、その特殊の特別に立つたところのいゝわゆる農業振興計画というものが特殊な所に強いといへば強いかも知れませんが、強いのなか／＼、わかりにくくて、こちらの方のいゝわゆる特殊土壌、地帯のほうの審議会が決定になつた意見を聞いて、内閣総理大臣が定める農業改良に関する事業計画のほうに重きをなすという形を形式的にはとつておられる。そうして実体はどうかという、これは総理府でやるのだからどうも事実農地改良に関する事業というものは殆んど実質を伴わないところのプランにうつかりする、と終つてしまふのじやないかと、この点についてどういふふうな考へられまするか、これは單なる言葉のあやみやなしに、およその二つが通つた場合に僕はそういうふうになる可能性は非常に多いのじやないかという心配がある。そうするときはきつたテキサス・リーガーのふら／＼球が両方の手から渡れてしまつて、それがさつぱり期待しているところの農民諸君のためにならないというふうなことで困る、この点が私は心配なわけです。なかなか私は政府のほうもやりにくいと思ふ、農林省自身もやりにくいと思ふのです。それは成るほど載つていますが、農林省の政務次官はこの審議会の中に入つておられる。だから筋は一応通つておられるといへば通つておられる。一人で包んでおられるよりも二人の手で包んでもらつたほうがいいといふことはいへばいへます。併し別々の手で包んでくれる風呂敷で本当の目的が達せられるか、果してその手が魂の入つた手になるか、ここが私はやはり心配でならぬ点なんです。この点を一つ。

**○委員(羽生三七君)** それで今の三浦さんのお尋ねに關連して私ちよつとお伺ひしたいのですが、例えば積雪の法律で行くか、或いはこの急傾斜地帯が議会通过した場合これで行くか、それを選ぶかという場合に、それは農民自身の選択にゆだねられるわけですか、どういふことになりまするか。本人自身が多額の補助をとろうといふのか、若しダブつた場合これは両方の補助があるとは思いませんから、どちらかの選択権を自分自身が持つておられるか、或いは政府が何か指定するかの、どういふことになるのですか、この辺を一つ。

**○衆議院議員(藤神若太郎君)** この積雪寒冷地帯の問題については昨日もちよつと触れておつたのであります。積雪寒冷地帯は地域が指定されておりますが、併しこの急傾斜地帯は地域的の制約を加えていないわけでありまして、つまり御意見の趣旨は、積雪寒冷地帯にこの急傾斜地帯があつた場合において、つまり積雪寒冷地帯の法律に準じてやるがよい、この急傾斜地帯のほうの法律によるほうがよろしいかという御意見だと思ひますが、そういう場合においては、大体において急傾斜地帯のほうに郡の段階までは農林大臣が指定することになつておられます。町村の段階においては府県知事が大体この区域を指定することになつておるのであります。その場合にこの二つの法律の競合する場合には、農林大臣がその調整をする、こういう建前になつておるわけでありまして、十分その点についてはその地元農民の当事者の意見というものが反映し得るものと、かように考へておるわけでありまして。

でありまして、おの／＼の提案者の御説明も、おの／＼の所管する仕事について、はそれ／＼所管する省で責任を持つてやつて行くのだという、そういう御説明になつておられますので、そういう意味からここにございませぬ急傾斜地の問題も、政令で定めませぬ場合にはやはり或る程度そういうふうな制限ができれば、よろしく考へて行きたいと思つておられます。

それから事業の実施に當りまして、地元と申しますか、計画を立てる所、いゝわゆる地元がどつちで行くかの選択権を持つたか持たんかとお話でございませぬが、これは予算のおの／＼の、寒冷地帯は寒冷地帯の予算、或いは急傾斜地帯については急傾斜地の予算、それからシラス地帯についてはシラス地の予算、又そのほか一般の土地改良費その他の予算といふものもそれぞれ或る一定の基準によつて運営して行く必要がございませぬので、これらの点についてそういうふうな助成する面につきましてはダブリのないようになつておると思ひます。従いまして、これに選んで仕事をやつて行くことになると、農林省の補助というものは政府のほうでやはり或る程度考へて行かなければいけません、このように考へておられます。

**○片柳眞吉君** 或いは質問が重複するかも知れませんが、提案者にお聞きしたいのですが、この急傾斜地の農業振興計画でありまして、この急傾斜地の所在場所を考へてみますと、一つには半農半漁というふうな地帯が相当あると思つておられます。漁業と農業と併せてやつておるといふ地帯も相当

あることと思ひますし、それからもう一つは海岸線にない所は、かような急傾斜地で農業をやつてはならない地帯でありますから、大体は山村に当然これはなるわけでありませう。そうなるに参りますと、折角の振興計画が単に農業の見地からのみ果して適正な計画が立てられるかと、或いはこの振興計画の実際目的が達成できませうかどうかが、多少の疑問があるのではな

ないかと思ひます。それからもう一つは、これは私はどうもそういう感じがいたすわけでありまして、或いは更に言えば、農林業以外の見地からすれば、私どもも全部見たわけではございせんが、例えば学校をどこに建てるか、或いは学校に通う児童の通学の問題等も非常に大きな問題ではないかと思ひますが、そこまでは行かんにしても、経済的な計画としても、農業だけの観点からすることはどうも立地条件からして一部のものはできないのではないかという感じが持ちます。それにつきまして、提案者のお考えを一つお伺いしたいと思います。

農業技術の改良、農業経営の合理化ということだけでは、立地的に見て総合性に欠けるのではないだろうか。恐らく山林の關係と当然これは総合して見て参りませんと、非常な問題が起きやせんだらうか。或いは山村でありますから、農業だけでは到底これはやつて参れませんから、或いは炭を焼きますとか、そういうような林業と併せてやつて初めて生活も維持できていると思ふのでありまして、漁村とも關係がありませうし、それからもう一つは今言つた山村形態と言いますか、林業経営との關係を見て行かないと、極めて局部的な私計画ではないだらうかという事は感じましたのでありまして、特に愛媛県等は未墾地の買収で、相当実はこの段々島のある地域においてそういう問題が得て起つておるようでありまして、やはり林業と農業、或いは農業と漁業との総合的にこれは見て行かんと折角のこの計画が達成できないのではないかと

な実は心配をいたすわけでありませうが、これは私はどうもそういう感じがいたすわけでありまして、或いは更に言えば、農林業以外の見地からすれば、私どもも全部見たわけではございせんが、例えば学校をどこに建てるか、或いは学校に通う児童の通学の問題等も非常に大きな問題ではないかと思ひますが、そこまでは行かんにしても、経済的な計画としても、農業だけの観点からすることはどうも立地条件からして一部のものはできないのではないかという感じが持ちます。それにつきまして、提案者のお考えを一つお伺いしたいと思います。

生活の改善をし、これを供給するという建前から申しますれば、今の片柳さんのおつしやるような、單にこの急傾斜地の改良とか保全とかいう問題でなくして、水産或いは林業との総合的な計画を立てるといふことが当然であるかと、私もその点に同感の意を表するわけでありませう。ただ問題は、現地の実情を申上げますと、中国、四国などの急傾斜地帯の実情というものは、先ず海岸、島嶼部が多いのでありまして、そうしてその点においては先ず第一にこの飲料水に欠乏する一つの大きな生活上の脅威があるのであります。その飲料水に欠乏することは、山の標高が低いこと、それから山のつぺんまで開墾されておる、つまり山が保護されていないという欠陥があるのでありまして、大体この急傾斜地帯においては森林と名付くべき地帯はないのであります。それで開墾の可能な範圍においてはもうつぺんまで開墾するのでありまして、標高四百メートルにまで及んでおるのであります。これは單に愛媛県だけではなく、広島県においても岡山県においても、併せるだけ殆んど岩盤を除いた以外というものは開墾しておるのであります。特に私は総合的にこの地帯における農民と申しますか、或いは漁民と申しますか、半農半漁のこれらの環境に生活しておる人たちの生活を現在の苦境から打開するという根本方針をここに定めるためにはお説の通りだと思ひますが、先ず私たちがその一段階として数百年間殆んど宿命的な境涯に置かれたところのこの急傾斜地帯が最近において、昨日も申上げましたごとく、苛酷な供出制度或いは課税制度

の下において何ら平坦地と區別のない取扱を受けておる。殊に又その地帯は米の生産を殆んどせんのでありますから、漸く今度配給になつて、米が七日多いのが一人当り一合、大体六勺、七勺という配給に甘んじて、その上に麦や「いも」までも苛酷な供出によつてその村において食糧の自給ができないうような大変な問題までも起きたわけでありませう。それは結局一農家当りの作付別というものが、昨日も農林当局から御説明がございましたように、愛媛県など四反六畝、僅かに四反内外の土地に依存しておるのでありますから、この点は今日総合的に考えれば、一番に切実に考えられることは漁業との關係が一番密接不可分の關係にあると思ふのであります。併しこの点は、第四條の公聴会において漁業或いは林業とかみ合せ、調整というものができるといふ趣旨になつておるのであります。先ず私たちが希望は、これまで一般から殆んど継子扱いに會つていたこの地帯をどうしても特殊な立法によつて打開するといふことが先ず一歩前進する近道だと、こういうふうな考えを申しますが、私は理論的根拠としては、一面刺戟せられた面もあるわけでありませう。雪積寒冷地帯の立法に一面刺戟せられた面もあるわけでありませう。雪積寒冷地帯の立法に一面刺戟せられた面もあるわけでありませう。雪積寒冷地帯の立法に一面刺戟せられた面もあるわけでありませう。

も私たちは考へておるわけでありませう、この地帯の農民の生活をより以上レベルを引上げるといふ点につきましては、重ねて申上げますと、片柳さんの御意見をそのまま私たちは呑んでよろしいわけでありませうが、ただ一つの大きな一要素として一段階を一つ前進するためにこの法案を我々提出した次第でございます。その点を御了承願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 提案者にお伺ひしたいと思ひますが、先ず以てこういう法律を御提案になりましたことを感謝いたします。それでここに掲げております農業振興計画の内容でございますが、私はよく知つておるのであるか、或いは今提案者のお話では山村と農村の人口の密度の話がされましたが、私は逆であります。それでありませうから、これはなか／＼一朝一夕には言へんと思ふのであります。どういふ仕事を今おやりになつて頂くつもりで、一、二、三、四というものを挙げてみたか、四はよくわかりませうが、一番大事なのは二の点、一、二だと思ひます。非常にむずかしい問題であると思ふのですが、提案者の今描いておられますこれらに対する事業の内容を一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(農林部) 只今の片柳さんの御意見、むしろ御質疑よりも御意見として拜聴した点が多いわけでありませうが、私もそういう点については大部分同感でございます。これらの急傾斜地帯はお説のごとく山間地にもあるわけでありませうが、大体海岸地帯に多いのでありまして、中国、四国、和歌山県或いは静岡県というふうに分布状態がなつておりますが、これはまあ昨日も沿岸漁業との關係で私の考えを申上げたのであります。結局この山間部の急傾斜地帯はそれほど人口が稠密しておりませんけれども、海岸に面したところの急傾斜地帯は特に人口が稠密しておるわけでありませう。この点は発生起源はわかりませんけれども、漁業が先で、そうして農業という問題は食糧供給の面から起る問題ではないかという私見を申述べたわけでありませうが、とにかくこの地帯における農家の経済生活を現在よりもレベルを引上げるといふ、いわゆる



で率直に申上げてみますというのと、この法案にも明示してありますように、この急傾斜地帯は非常に平坦部に比して労働力を要するのでありますから、生産率というものが非常に低いというところが一つの特徴であります。それから非常に傾斜度がきついたために家畜が使えない、牛馬が殆んど使えない。無論車も使えない。従つて人力によつて肥料も農耕資材も或いは收穫物も運搬しなくてはならない環境にありますが、非常に労働が過重に陥るのであります。これは必至性を持つてゐるわけでありまして、この問題と、もう一つは今のエロージョンの問題でございます。急傾斜地帯であつて、俗に言う内畦畔であります。俗に我々のほうでは岸と呼んでおられますが、これをつまみ石のたくさんある所は丹念に石積みをしてゐる所もありません。我々のほうでやるといふと、大体反当十萬円くらいかかるのであります。これも石のない所ではなからず、あつてまで運んでやれないのであります。これをこつ／＼雨の降るときと雪の降るときにやつて、丹念に難段のように石積みをしてゐるところは表土の流失を防ぐことができるのであります。草が生えて、草に草道というやうな、草が生えてゐるやうな自然のままの畦畔を持つてゐる所はどうしても耕す面が非常に傾斜を持つておられますので、雨のたびに表土は流亡してしまつて、この急傾斜の一番の特徴といふものは、一つの耕地が仮に一間幅があるとすれば、岸の端のほうは、いわゆる畦畔の端のほうは、鉄を打ち込んで、二畝でも深いけれども、つまり岸の所に行くといふと、まるで十センチもないといふやうな、

鐵も立たないやうな状態になつてゐるの、これがエロージョンの一番の現象の顯著なことであります。これが急傾斜地帯における大きな現象であります。これを繰返してゐるのでありますから、第一の農地の保全及び改良という問題の中心をなすものはやはりエロージョン防止、現在まあモデル地区を設けてゐる／＼やつておられます。排水溝の整備とか或いは畦畔の整備とかいうことをやつて非常なよい実績を挙げておるのであります。そういうものも今までもモデル地帯でありますけれども、この法案が通り、予算を獲得することができれば、これを現在の状態をもつと拡充して本格的にこの事業を続けたい、かように考へておられるわけでありまして、それから第二に謳つてあります道路の整備或いは重労働の軽減のために簡易な索道を作るとか、こういう問題が考へられておられるわけでありまして、これらについてはその地域々々或いは土壌の性質によつて施設はいろいろ考へられるのであります。とにかく今今の過重に陥る労働をその設備によつてできるだけ緩和して行く、その一方において生産力といふものを高めるというの、この法案の骨子をなすものであります。なおこの三、四におきましては、これは一般法の中にもあるわけでありまして、特にここに特別に取上げなければならぬといふほどのものは持つておられません。これも具体的に申し上げますと、我々のほうの例を申し上げますと、甘藷地帯であります。工業用甘藷のごときはもう收穫のときに下へ下すと、いふことはなからず、困難でありますから、

現地で処理する、或いは現地で仮貯蔵をしてやるというやうなことが現在盛んに行われておるのであります。これを收穫時に全部家屋の中に収容するなどというものは全然できません。ありますから、前に農林省で考えられましたキユアリング設備のごときも私たちは根本的に反対したのであります。仮にああいう設備ができましたら、その一村の生産した甘藷を一所に寄せるなどということ、あらゆる点から言つてできないのであります。現地処理をしなければならぬやうな問題が幾多あるのであります。そういう問題を考へてこの三、四の問題を謳つてゐるわけでありまして、これは直ちに是非やらなければならぬやうな問題ではございません。先ずこの法案の狙いどころは第一、第二に重点があるといふことを御承知願ひたいと思つておられます。なお昨日の三浦さんの御質疑の中に果樹園地帯も含んでゐるのかといふ御質疑がありまして、この問題は各関係の事務当局の折衝の間においてはいろいろな議論が出たといふことでありまして、私もその点を小耳にはさんで言つたので、つい自分が錯覚をいたしました。昨日はこれを対象としていたといふ御答弁を申上げたのであります。これは私の全く誤りでありまして、果樹園を除いていないのであります。その点をこの際訂正をいたしておきたいと思つておられます。○岡村文四郎君 農師神さんは愛媛県の御出身であるやうでありますから、日本の代表的な段々島で、よく御承知になつておつて、非常に結構でございますが、これは口で言うのは簡単であ

りますが、非常に面倒な仕事だと思つておられます。そこで片柳委員から今、林業と関連があり、いろ／＼なもの関連があるといふお話をされておりました。が、全く、先ほど憲法まで私申し上げたのですが、同じ日本人として見るに忍びない状態に置かれておられます。これを助けるには非常な金がかかると思つておられます。私は客土も土地改良の面で非常によいと思つておられます。それはなぜかと申しますと、私のほうは段々島で、一畝の島に石垣の面積が二畝もあるといふやうな島がたゞさんございまして、これはもうやりやうがない、何年掘つてもそこにある土しかないの、ございまして、そこに客土をすることが非常に増産面ではないと思つておられます。ここに書いてあるの、一番面倒なのは、過重の労働の軽減でございます。これはいろ／＼やりやうもありません。これは困つたことには面積が非常に狭いものから、それに過重労働を軽減するやうな処置をする、先ほどお話を申しましたやうに車の行かん所へ車を通すといふことをしますと、島は減つて参ります。結局非常な困難になる。道路を作る所に當つた人は非常に文句を言う。道路のよくなる所にうまく當つた人は結構であります。うが、そうはいかん。私のほうでは石垣を外に出して、その石垣を上つて行つて上に行く、こつ／＼やうなことをやつておられます。私は裸になつて見ますと、ここに大きな瘤があります。何でもありません。非常に人に負けない労働をした遺物でございます。そこでそれだけやつておられますから、私この間二十八年振りに行つて泣いて来ました。そ

こで何らかの方法がないかと思つてそのことを言つておりましたら、この法律が出ましたが、これは非常に困難だと思つておられます。それで問題は予算であります。予算を初年度以後五年でありますから、そう待つておつたのはいけません。なんば一体お取りにならうという計画でおやりになつておられます。農師神さんのおかたは單なる人気が取りではないと思つておられます。実際にやろうとお考えになつておられます。実際ですが、どれくらいのお金をお取りになるつもりか、一応お聞きしたいと思つておられます。○衆議院議員(農師神岩太郎君) 岡村さんの御質問の、予算を幾ら取るかという問題については、見込みの問題であります。これは、こつ／＼数字を申上げることがどうかと思つておられます。なお又これはまだ基礎的の資料といふものが本當にかつておられます。大体これは本當の腰だめであつて、目標が立ちにくいのであります。事務当局のほうではこの間衆議院では七十億くらいな説明をされたのであります。が、私たちが提案者の立場から申しますと、七十億や百億ではもの足りないのであります。大体私たちが二百億くらいと踏んでおられるわけでありまして、これほどに基準を置いたかと問われましても、ちよつと答弁に苦しむわけでありまして申し上げます。甚だ当り障りができて来るかも知れませんが、昨年この例に対して本年度四十億、昨年も二十億出してゐるという例から見まして、これに理論的裏付けをしまして、十分この急傾斜地帯に相当額の予算を

裏付けすることは決して無理はないと、かように考えております。

なお野田建設大臣のごときは、予算を伴う議員立法をなすに於ては、予算の編成権を侵奪するやうな意見が新聞に出たおつたのでありますけれども、私どもはこれは根本的に反対でありまして、予算の編成は政府でやっておりますけれども、これは決定を與えるものは議院が握つておるのであります。議院でこれを承認しなかつてもこれは執行に移すことはできないのでありますから、議員提出の立法にして、政府が出した立法にして、議院で決議すれば同じであります。議員提出であつても議院で承認すれば、当然政府はこれに対する予算措置を講ずる責任が生じて来るのであります。憲法上から言つても私は予算編成権の侵奪とは私たちが毛頭思つておらないわけでありまして、そこで今言う通り、事務当局の考えておられる点をあながち無理とは考へませんが、私はこの点は何も水増しを言うのではないのであります。私提案者の考へとしては、私は私ばかりじゃない、大体そういう目標を以て将来大蔵当局にも折衝をして予算措置を講じたい。こういう考へを持つておられますので、この点は皆様がたにおかれまして、いずれはこれは関係地帯の議員を以て衆議院、参議院の議員を以て議員連盟を推進団体として作りたい、こういう意見も持つておられるわけでありまして、どうか皆様がたの御協力を切にお願いを申し上げます。

○委員長(羽生三七君) ちよつと今の薬師神さんの御発言のうち、野田建設大臣の、議員立法がときによると予算

の編成権を侵奪するものではないかという点に關連して御発言がござりますが、先ほど来当委員会である、論議して先ほどの予算の裏付という問題は、只今の御発言と野田大臣の言うことと大分違つたのであります。野田大臣の言うのは、議員立法がどん／＼出て行くという、予算がすでに先に確定されておる際には、非常にそれと抵触する場合、或いは予算編成権の侵奪というやうなことを言われたのですが、当委員会では予算の裏付のない法律は好ましくないと言つておられるのは、法律は通つたが予算が伴つておらないということの意味が深いということ、通る法律についてはでき得る限り予算の措置をしよう、或いは政府をそのために督促しようという見地からの発言でありまして、そこは誤解のないようにお願いいたします。

○衆議院議員(藥師神本太郎君) それはよくわかりました。

○岡村文四郎君 提案者のお話もよくわかりませんが、実は今まで大蔵省に當つてみますと、議員立法を出しやがつて、予算も考へないで知らんよ、ということがあるので、これはいかんことなんで、我々は議決権があるから何でもできることになつておられますが、なか／＼どつこい、それは行かない。今度のこの予算というものは腰だめだといふお話をされて、七十億、百億と言つておられるようですが、細民は泣いておられます。そこで計画を立てると言われましても、これはなか／＼簡単に計画の立つやうなものじゃないと思ひます。と申上げますことは、非積の狭いほど金がかかります。一番簡

單に行きます所は、先ほどお話をございましたが、部落があつて用水がない、これはもう面倒でなくてやれると思ひます。それも労力の軽減の一つであります。私の生れた部落などは行つて見ますと、私の兄弟の家で六丈五尺の坂上げポンプをやつておられます。ところが、下手なことをやつたもので、とても出なくなつて、兄弟の家が三町水を担いでおられます。それを平気でやつておられます。これは容易なことじゃありません。我々が見ると、何で人間に生れて来てそういう馬鹿な所にいるかと思ひますが、それは行かん。ところがそういうことは簡単に見られませんが、常の仕事の努力の軽減というものは相当金がかかります。そこで問題は、私はこれとからんで、段々島の地帯におります農家のかたの現在愛媛県の四反なんぼというお話がございまして、この面積を多くしてやる。そこで現在の農家のかたを干拓なり或いはその他の処置によつて行き場所をこしらえて人を減すという策も当然なくてはならぬと思ひます。私は郷里へ帰りました、断然行き詰りを生じておるので、高知県は吉田総理を出し、林議長を出しておつても、何だこの恰好は、こういうことを言つて参りましたが、これは今までを言つてもしょうがないので、これからのことでありまして、これが、そういうわけで、決して高知ばかりじゃございませぬ。吉野川の徳島の附近、或いは愛媛県から越えて参りまして私のほうに参りました仁淀川の附近、あの絶壁を見ますと、殆んど人間味はないのであります。これを解決つけてもらふという案でありまして、双手を挙げて賛成をし、御協力を

願ひたいと思ひますが、そこで問題はやつぱり予算です。法律を先に通しますと非常に積着になる。今は殆んど私物化しております予算というやつから、なか／＼積着なものです。予算をきめれば通す、こう出て行きますと、無理やり予算をきめて通すものですか、やる人も努力いたしますから……、予算は最初が大事であります。これは通さんとか通すとか申しませんが、そういう方針で我々は今まで来ております。これは法律を通過してやつても取れます。全然取れんとは私は申上げませんが、それは非常に弱くて、この法律を通しますと、百億や百五十億の予算でやりになるという事となら、愛媛県はよくなりまして、が、あとの所はよくなりません。恨みを買ふことは当然であります。そこを今から私は言うておきます。私は高知県で育つたものであります。私はよく郷里に帰郷いたしますが、そういう恨みをかうというやうな法律は余り感心しません。情ないことには、高知の議員もおりますが、そういうつもりでやつておる人もあるかも知れませんが、まだ見受けません。そういうわけですから、これはしつかりしてやつてもらいませんと、私も全国区で出ておりますが、この間も高知の知事が参りました、そうしていろいろ打合せをやつておりますが、生れ故郷だからできるだけの努力をしようと思ひますが、七十億や百億の予算でこれを五カ年にやるうなんというやうな甘いお考えでは、段々島の百姓が助かるか或いは生活

の保全ができるかというところは、全然ないと思ひますが、まだ／＼城遠い話になると思ひますから、本當に急斜面地帯におる百姓が暮し易くなつて行かれるだけにやる自信があるのなら、さつさとこれは通してよいと思ひます。そこで本當にその腹をお聞きせんと、ただ單なる人気取りや愛媛県が一番多いからそれでやるというやうなお考えなら、却つて弊害を伴つて、非常に或る一部の人はいいと言ひます。つちか参りまして、長野県は寒冷地帯の中に入つておられます。これ又行つて見ると、誠に悪い所、という語弊がありますが、ひどい所で、段々島が非常にありますが、これは私どもや愛媛県の段々島とは違ひます。違ひますが、段々島には違ひはございませぬ。善光寺さんの裏を起して、行つて見ますとこれはどうもひどい所です。ですから、そういう所も入れてやつぱり段々島は整理せなければならぬと思ひます。あれは雪寒地帯に入つておるからのけたのだというわけには行かんと思ひます。そういうわけで、本當におやりになるのなら、雪寒の法律とは違ひます。雪寒の法律はほかに全然やる方法がないとは申上げません。併しなからそれではいかんというので御協力を願つてやつておりますが、段々島のやつはそれとは全然趣きが違ひます。そんな土地改良くらいで解決つくことではございませぬので、あの段々島の百姓を真に裕福に暮すようにしてやるおと思ひますから、十分な御決意で、今申上げますやうな、そんな八千

億の予算のうちの七十億や百億、そんなことで引下がるようなら、こいつは御免蒙りたいと思います。その十分な御決意を伺いたいと思います。

○衆議院議員(藤野岩太郎君) この問題は、先ほど委員長からも御注意があつたのでありますが、私の気持はそういうような気持で申したのではないのであります。これは議員立法として最初から仮に百億にして二百億にして予算をつかまえて法律案を提出するということは、あらゆる情勢から見て困難性があると思つてあります。それは昨日来も申上げましたごとく、いろ

いろ大蔵当局にも提案者のほうでは折衝をして、そして相対的な理解を持つてもらつて認識を深めてもらつたという事は事実でありますけれども、それとこれは言へるわけでもありませんし、又この非公式にそういう話が仮に座談で出ましたところで、これは公式の問題ではないのでありますから、この問題は議員立法としては何らから予算の伴う議員立法としては何らから軋振揮の感はありますが、その点は十分に岡村さんにおいてもむしろ私たちの立場に御同情を頂きたいと、かように申すわけでありまして、従いまして、先ほど申上げたごとく、この法案は何も私は伊達や道案でやつておるのではないのであります。私が二十四年の初頭に衆議院の農林委員会の理事としておりますときは、この問題を取上げたのであります。そして委員長その他の派遣を願つたのであります。それが約束して置いてすつばかされるし、それから学界からの派遣、農林省からの関係官の派遣、或いはGHQからの

派遣というふうな順次現地の調査をしてもらつて、そしてこの認識というものが非常に高くなつて来て、漸くにしてまあ今日こういう法案が賜の目を見るような段階にまで来たわけであります。なおお直に申上げますれば、なおこの法律にもまだ不備な点があるかと存じます。近き将来に、又皆様の御意見を十分参酌いたしまして改正をしなければならん時期もあるかと考へておりましたが、何分にも将来におきまして、この予算の獲得をすし、これら惠まれたる地帯の農民を匡救するという問題は更に大きな問題でありますから、一時的にはやれませんが、まあ臨時立法になつて五年の期限しかありませんが、場合によれば、又事情によればこれを向うへ延ばすこともできるかと思つておられます。これは先ほど申上げたごとく、関係県の議員連盟を作りまして、そしてこの審議会内の一つの機関を中心として、議會を中心とした推進団体を作つて、そして政府当局を鞭撻する、こ

ういふ組織に出たいと思つております。どうか一つ御協力をこの上とお願ひ申上げる次第であります。

○宮本邦彦君 私は今までのこの法案のあり方だとか、或いは将来の実行の問題だとかいふような非常に大きい見地からの御説を承つておつたわけでありまして、そういう御説を承わりながらここで考へることは、やはり私はこの法案が実施に移されるといふ問題が一等大事じやないかと思つておられます。その実施に移されるという点は、結局この政令というものの内容、又この政令が出るとするところの資料じやないかと思つておられます。それから又この第十條にありまして、その事業計画に一体どういふものが盛り込まれるか、第一農地の保全及び改良に関する事項、この

ういふふうにありますけれども、これは全く具体的にどう見えておつて、実際に仕事をなさる面になりまして、これで仕事はかなり抽象的になつてしまふのではないかと、その具体的な具体的問題がこの法案の案に際しては大事な問題になつて来るのではないか。私もこの法案は先ほどから申し上げ、又提案者から経過やその趣旨の弁明がありましてよくわかつておられますけれども、私も最も考へなければならぬものはその具体的な実施じやないかと、まあどういふふうに私考へるものなので、昨日来承つておられますという、議員立法とわつておられますと、議員立法という形をとつたためかも知れませんが、それでも、また政令案もはつきりできておらない。それから又この事業計画の詳しい御計画、御説明も実は承つておられないわけなんです。で私はそこで以てまだ資料が不十分だといふような御説明もありましたから、余り詳しいことをここで聞きたいとは思つておりません。ただここで大体においてこの農産生産の基礎条件を速かに且つ総合的に整備する。これが、この方向は全くこの通りの方向でございまして、従来とられておる土地改良なんか中心になるような気が私の方でございまして、それでどういふ具体的な表現すれば、従来農林省或いは府県あたりが指導されておるその範疇の事業

か、具体的なものかどうかということ

○委員長(羽生三七君) それから今の宮本さんのお話ですが、それのお話を願つて来たのですが、それのお話を願つて来て、これも先ほど岡村さんのお尋ねに關係があると思つて、第十條の第二号の過重なる労働の軽減というふうなことを具体的に考へる場合に、私の前九州へ行つて来て見て感じたのですが、簡易索道なんか非常に大きな役割を果すと思つておられます。今農林漁業資金融通法で行く、農業用施設に限定されるわけでありますが、将来範圍を拡大してそういう方面にも融資の適用が得られることも考へておられるかどうか。それと併せて一つお答えを願ひたいと思つておられます。

○説明員(堀直治君) この法律の十條の振興計画の内容でございますが、この点につきましては、従来施行されております土地改良その他考へられております事は全部包含してあるわけでありまして、ただもう一つの場合に、それが補助の対象としてどの程度取上げられるかというところは、今後の予算折衝その他を待たないとはいつてもおれません。例えば先ほど委員長からお話のありました索道のようなものもこれを補助として取上げ得るようになることがありますが、或いは補助としてはできないで、資金に譲らなければならぬというふうな、個々の問題のいづれかでとるかということにつきまして、今後できるだけ提案者の御趣旨に副つて

努力をして行きたい、こういうふうな考へておられます。

○宮本邦彦君 大体今のお話でよくわかつたのでありますが、ただ私はここですつと申上げておきたいと思つたことは、これは或いはわかつておることな

○宮本邦彦君 大体今のお話でよくわかつたのでありますが、ただ私はここですつと申上げておきたいと思つたことは、これは或いはわかつておることな

観点から考えなければならぬというよ  
うな意見が三浦委員なんかから出たの  
です、その問題もありませんかから出たの  
も、私はこの法案そのものが一つの進  
歩的な行き方をとつておるということ  
だけは非常に共鳴するのでございま  
す。従いまして、この進歩的なこの在  
り方をくずさないで、はつきり施行の  
面であつて活かして頂くというように私  
は希望するものでございます。

そこでもう一つ附加えまして申し上げ  
たいと思うことは、薬師神さんほどち  
らかと言いますと、まあ愛媛県という  
ような畑地帯の急傾斜地帯に非常にお  
詳しいのでございます。私はまあ大体  
全国をこう見て歩いて見ますと、場所  
によりましては、必ずしも畑地帯ばか  
りでないというところが相当あるので  
ございませう。まあどちらかといいま  
すと、この島根県又は高知県にも一部  
分そういう所がありますけれども、非常  
な急傾斜地帯で以て而も苦勞して水田  
をやつておる、こういう所は常習早魃  
地である、その早魃のために非常に何  
と言いますか、耕地保護がむずかしく  
て、そして用水の問題にしては排水の  
問題にしては非常に苦勞をしておる、ま  
あそういうつたいろ／＼な條件が恐らく  
急傾斜地帯にはあるのじやないかと思  
うのです。それで私は恐らく提案者は  
そういうことを御理解下さつておると  
思ふのですが、農林当局におかれて、  
省令或いはその他の要綱等において決  
定されるに、この第一條の「農業  
生産の基礎条件をすみやかに総合的に  
整備し」というこの文句に一つ忠実  
にやつて頂くことを希望しまして、私  
の発言を終りたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 四時に本會議

という話であります、正確に始まる  
かどうか知れませんが、その辺も含み  
の上で御進行願ひます。

○岡村文四郎君 ちよつと提案者にお  
尋ねをいたしますが、実は大蔵大臣に  
来て頂いて、そして大臣自身に確か  
めて予算を出す、こういう実は言葉  
取りたくてやつておつたのですが、衆議  
院のほうで大蔵大臣を呼んで、そうし  
てその言葉をとつたかどうか一つ。

○衆議院議員(薬師神若太郎君) 衆議  
院のほうでは大蔵当局は呼ばなかつた  
のですが、それで丁度参議院のほうで  
も、昨日池田委員からお話がありまし  
て、昨日池田委員のほうで大蔵当局を  
もつと強く折衝して、ここに予算措置  
の線をはつきり出すというお話であつ  
たのですが、どうも我々議員立法とし  
ては内輪話いろ／＼話すのでありま  
すけれども、公の席上で言葉を取ると  
いふことは先ほど申し上げましたよう  
にできぬのであります。むしろこの委員  
会で大蔵当局を呼んでもらつて、ここ  
で言葉を取つてもらつたほうが妥當で  
はないかという意見を申し上げて、今日  
河野主計局長の出席を煩わすことにな  
つたのでありますから、どうぞその点  
御了承願ひたい。

○山崎恒君 時間ありませんが、今  
までの各委員の意見では、こうした法  
律は我が国の農業にとりましてむしろ  
出ることが遅きに失するのでありまし  
て、当然この平地農業経営より、そ  
れ以上にこうした急傾斜地帯の問題  
は取上げなければならぬ問題であつた  
と思ふのですが、今漸くにしてこの議  
員立法としてこうした問題が出たので  
あります、先ほど来からの意見で、  
その問題についてはもう不賛成を唱え

るかたはないと思ふのですが、要はこ  
の予算の問題だと思ふ。そこで今岡村  
さんもお話されたように、大臣の言  
質を一応取つておくことが必要であ  
らうというような、これは至極我々同感  
であります、この前の積雪寒冷地  
帯の立法の問題等も思ひ合せまして、  
まだこの問題については農林大臣の御  
出席も求めていないのであります、  
今日議員も少ないので本日採択す  
るわけに行かぬと思ひますので、農林  
大臣も当委員会に出て頂きまして、一  
応農林大臣からしつかりした答弁を受  
けておくことが必要じやないかとかよ  
うに思ひますので、一応その点を申添  
えておきたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 只今山崎委員  
からの御発言の農林大臣の出席につ  
きましては、できれば明日出席してもら  
えるように手配いたします。本日も大  
蔵大臣をと思ひましたが、種々の都合  
で河野主計局長になつたわけでありま  
すが、明日は大體御質問はすでに一応  
盡きたと思ひますので、今お話の点が  
重要な点だと思ひますから、その点に  
関して農林大臣の出席を求めて、大臣  
自身がやはり大蔵省へ十分な折衝を行  
う決意を一つ固めてもらうようにした  
いと思ひます。

○岡村文四郎君 今日は大蔵大臣は御  
都合でお出でにならなくて局長にお出  
でを願つたのですが、成るほど提案者  
のおつしやるように、衆議院ではどう  
も余り提案者には工合が悪いと思ひま  
すが、そこでここで代つて一応確かめ  
るために大蔵大臣にも来てもらいたい  
というのを一つ要求してもらいたい  
と思ふ。

をいたします。  
それではそういう手配をいたしまし  
て、できれば明日そのあと採決すると  
ころまで持つて行きたいと思ひます  
ので、御了承願ひたいと思ひます。な  
お主要農作物種子法案につきましても、  
でき得べくば明日採決したいと思ひ  
ますので、お含みをお願いいたします。  
本日はこの程度で散会いたします。  
午後四時一分散会

食糧管理法の一部を改正する法律

四月十六日予備審査のため、本委員会  
に左の事件を付託された。  
一、食糧管理法の一部を改正する法  
律案

食糧管理法の一部を改正する法律

食糧管理法(昭和十七年法律第四  
十号)の一部を次のように改正する。  
第二條中「甘藷、馬鈴薯、雜穀」  
を削る。

第三條第一項中「大麥、稗麥、  
小麥又ハ雜穀(以下米麥等ト總稱  
ス)」を削り、「其ノ生産シタル米麥  
等」を「其ノ生産シタル雜穀」に改め  
る。

第三條ノ二を削る。

第四條第一項中「米麥等、甘藷又  
ハ馬鈴薯ヲ食糧配給公団」を「米穀  
ヲ第八條ノ二第二項ノ販賣業者」に  
改め、同條の次に次の二條を加え  
る。

第四條ノ二 政府ハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ米(大麥、稗麥又ハ小麥ヲ謂  
フ以下同ジ)ヲ其ノ生産者又ハ其  
ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者ノ

壳渡ノ申込ニ応ジテ買入ルルコト  
ヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ  
價格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ農業  
パリティ指數(物及役務ニ付農業  
者ノ支払フ價格等)綜合指數ヲ謂  
フ)ニ基キ算出セラルル價格ヲ基  
準トシテ米ノ生産事情及米價其ノ  
他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定  
ム

政府ノ前項ノ買入ノ價格ヲ決定  
シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條ノ三 政府ハ其ノ買入レタル  
麥(麥ヲ加工シ又ハ之ヲ原料トシ  
テ製造シタル製品ヲ含ム)ヲ入札  
ノ方法ニ依リ一般競争契約ニ依リ  
壳渡スモノトス但シ農林大臣必要  
アリト認ムルトキハ指名競争契約  
又ハ隨意契約ニ依リ壳渡スコトヲ  
得

前項ノ規定ニ依リ壳渡ヲ為ス場合  
ニ於ケル予定價格ハ政令ノ定ムル  
所ニ依リ標準價格ヲ基準トシテ之  
ヲ定ム

第四條第二項ノ規定ハ前項ノ標準  
價格ヲ定ムル場合ニ之ヲ準用ス

政府ハ標準價格ヲ決定シタルトキ  
ハ命令ヲ以テ定ムル麥及麥製品ニ  
付之ヲ告示ス

前四項ニ定ムルモノノ外第一項ノ  
壳渡ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ  
以テ之ヲ定ム

第五條第一項中「米麥等、甘藷及  
馬鈴薯」を「米穀及麥」に改める。

第八條ノ二第一項中「主要食糧」  
を「米穀及之ヲ加工シ若ハ之ヲ原料  
トシテ製造シタル製品ニシテ農林大  
臣ノ指定スルモノ(以下米穀類ト稱

をいたします。  
それではそういう手配をいたしまし  
て、できれば明日そのあと採決すると  
ころまで持つて行きたいと思ひます  
ので、御了承願ひたいと思ひます。な  
お主要農作物種子法案につきましても、  
でき得べくば明日採決したいと思ひ  
ますので、お含みをお願いいたします。  
本日はこの程度で散会いたします。  
午後四時一分散会

ス)に改め、同條第二項中「主要食糧」を「米穀類」に改め、「食糧配給公団、」を削る。

第八條ノ三第一項中「主要食糧」を「米穀類」に改める。

第八條ノ四第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同條第二項中「食糧配給公団又ハ」を削り、「主要食糧」を「米穀類」に改め、同項を第三項とし、同條第一項中「食糧配給公団又ハ」を削り、「第八條ノ二第一項」を「第八條ノ二第二項」に、「記入シ販売業者又ハ消費者ニ対シ主要食糧ヲ売渡スベシ」を「記入スルニ非ザレバ米穀類ヲ売渡スコトヲ得ズ」に改め、同項を第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

販売業者ハ他ノ販売業者又ハ消費者ガ前條ノ購入券ヲ呈示シ米穀類ノ買受ヲ申込ミタルトキハ其ノ者ニ対シ米穀類ヲ売渡スベシ

第八條ノ六中「前四條」を「前三條」に改める。

第十一條第一項及び第二項中「大麥、稗麥又ハ小麥」を「又ハ麥」に、同條第四項中「大麥、稗及小麥」を「及麥」に改める。

第十四條から第二十八條までを次のように改める。

第十四條乃至第二十八條 削除

第二十九條から第三十條ノ七までを削り、第三十條ノ八第二項中「米麥等」を「米穀」に改め、同條を第二十九條とし、第三十條ノ九を第三十條とする。

第三十一條中「第八條ノ五ノ規定」を「第八條ノ四第一項若ハ第二項若ハ第八條ノ五ノ規定」に改める。

第三十一條ノ二及び第三十一條ノ三を削る。

第三十二條第一項第二号中「第八條ノ四第二項」を「第八條ノ四第三項」に改める。

第三十七條中「第三十一條、第三十一條ノ二、第三十二條、第三十三條又ハ第三十五條」を「第三十一條乃至第三十三條」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル為当該業務ニ対シ相当ノ注意及監督ノ盡サレタルコトニ付証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條から第四十三條までを次のように改める。

第三十八條乃至第四十三條 削除

附則

1 この法律の施行期日は、その公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 政府の買入れれた麦（麦を加工し、又はこれを原料として製造した製品を含む。）であつて政令の定めるところにより食生活改善の用途に供するために売り渡すものについては、政令で定める期日までは、食糧管理法第四條ノ三第二項の規定にかかわらず、その売渡の予定価格は、農林大臣の定める価格によるものとする。

3 食糧配給公団の清算及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、改正前の食糧管理法の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

4 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「その売渡前」の下に「（その生産した大麥、はだか麥又は小麥について売渡を委託する場合には、その委託前）」を加える。

第十一條但書を削り、同條に次の一項を加える。

2 左に掲げる場合には、前項の規定は、適用しない。

一 もみ、玄米又は精米を政府に売り渡すため検査を受ける場合

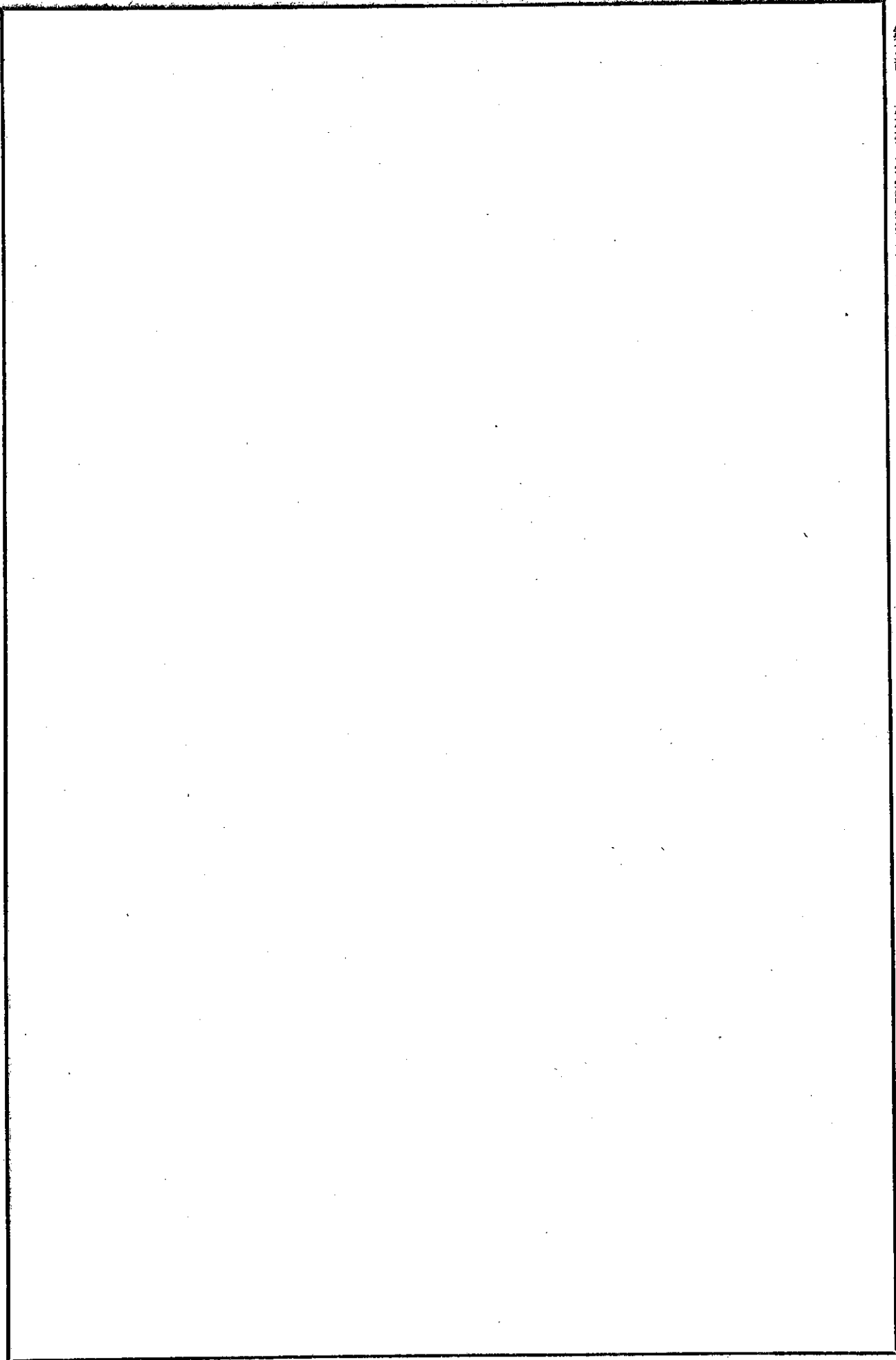
二 輸入に係る農産物を政府に売り渡すため検査を受ける場合

三 政府の所有に係る農産物を政府に引き渡すため検査を受ける場合

政府に引き渡すため検査を受ける場合

政府に引き渡すため検査を受ける場合

政府に引き渡すため検査を受ける場合



昭和二十七年五月五日印刷

昭和二十七年五月六日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局